

平成26年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成26年3月26日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第6号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に関する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第8号 市道路線の廃止について
- 議案第9号 市道路線の認定について
- 議案第10号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- 議案第14号 高浜市リバースモーゲージ条例の廃止について
- 議案第15号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 高浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 議案第19号 高浜市社会教育委員設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 平成26年度高浜市一般会計予算
- 議案第27号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第28号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計予算

- 議案第29号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計予算  
 議案第30号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算  
 議案第31号 平成26年度高浜市介護保険特別会計予算  
 議案第32号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第33号 平成26年度高浜市水道事業会計予算

日程第2 外郭団体等特別委員会の中間報告について

日程第3 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	杉 浦 幸 七
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久
人事グループリーダー		野 口 恒 夫
地域政策グループリーダー		岡 島 正 明
経営戦略グループリーダー		山 本 時 雄
総 務 部	長	新 美 龍 二
行政グループリーダー		内 田 徹
財務グループリーダー		竹 内 正 夫
情報グループリーダー		時 津 祐 介
市民総合窓口センター長		大 岡 英 城

市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	鵜殿 巖
福祉部長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田 彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	神谷義直

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野 隆
主 査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあ

ります日程表のとおり決定いたしました。

ここで、報告いたします。

3月7日に開催されました本定例会第4日目において、議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正についての質疑中、1番議員より質問がありました件につきまして、当局の回答は既に全議員に文書にて配付しておりますので、御了承願います。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 常任委員会及び予算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月17日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案7件について審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正については、所得階層の所得100万円から150万円ではどれぐらい増額になり、総額で幾らになるかの問いに、40歳代の方で被保険者2人で試算すると、所得100万円の世帯で、おおよそ年間6,500円の増額になる予定で、この条件としては、資産がないというもとで計算している。なお、40歳代の方ですので、介護分があるということで計算すると、年額の税額に換算すると15万8,700円になるという試算。また、高齢者の方で、65歳以上で単身という方ということで試算すると、所得100万円の方で、増額としては5,900円。こちらは資産がない方ということで試算。税額としては、11万9,900円になるという試算をしているとの答弁でした。

また、国民健康保険運営協議会の運営について、委員の意見はどう思われているのか。また、今回の引き上げを行うことについての意見はどういうものがあつたのかとの問いに、今回、12月の運営協議会のほうで諮問し、1人当たりの調定額及び1人当たりの一般会計からの法定外の繰入額について説明をし、国・県との比較、近隣市との比較を説明した。そのときの意見は特段なく、また、諮問においても、税率の上げることについての意見ということであつたが、こちらについても特段の意見はなかつた。多くの意見があつたのは、収納率の向上のためとか、給付費を抑えるためにはどうしたらいいかというような意見があつたとの答弁でした。

また、国保税の引き上げを今回よしとする国民健康保険運営協議会との意見の乖離が見受けられるが、その調整はどのように考えているのかとの問いに、方策としては、一般会計からの法定

外の繰り入れの増額ということが考えられるわけだが、法定外の繰り入れを行うに当たっては、無条件とかではなく一定のルールを設けて行っていくべきものであるとの答弁でした。

他の委員より、今回の資産割が、医療分について2%、それから支援分については1%減額になっているが、これによってどれだけの影響額が出るのかとの問いに、資産割の1%の影響額が370万円程度で、これの3%分ということだと1,000万円程度の影響が出てくるとの答弁でした。

また、資産割を要するに減らさなくてもいいのではないかと、最低3年間は現状維持のままではよかつたのではないかと問いに、国保運営協議会のようなものもそうだが、資産割については、資産を持っているだけでそれを課税されるということは大変厳しいという意見を聞いている。今回、諮問する際に、資産割についてはもう下げようということで提案をしたとの答弁でした。

また、近隣市の状態をとの問いに、資産割について、刈谷市は以前から資産割がなく、知立市は平成26年度から資産割がなくなる。碧南市は、医療分の資産割が10%、安城市は医療分の資産割が14.4%との答弁でした。

他の委員より、今回、法定外繰り入れと税率改定ということで、どういったパターンの方を考えたのかとの問いに、現状のものと、それから一般会計からの繰り入れがなく、これ所得割だけで見るとどれだけ増加させる必要があるかという提案と、もう一つは、現在、提案している内容のものであるとの答弁でした。

また、この税率改定と法定外繰り入れしていくという部分をどうやって被保険者の方々へ伝えていくのかとの問いに、現在、国保の財政が厳しいという状況とか、高度な医療費が伸びているというような状況については、「広報たかはま」のほうで今説明をしている。今後、税率の改定の運びということになりましたら、市広報でその内容を知らせていくとともに、仮算定の通知書、こちらを発送する際に、税率改定の考え方も含めて説明していきたいと考えているとの答弁でした。

議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、昨年度のセンチュリー21の返還においては、所有者と話し合いがまとまらず、最終的に調停に至ったわけですが、今回のエクセル湯山廃止に向けてはどのような話し合いがされたかとの問いに、順調に手続が進み、その理由は、昨年度のセンチュリーの関係の手続が影響しているものと思われるとの答弁でした。

議案第5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止については、いつごろ、この湯山の地権者から返還の申し出があったかとの問いに、昨年5月で土地所有者の方が亡くなられており、その相続人の方から土地の返還要求があったとの答弁でした。

また、制度を変更ではなく条例廃止ということになったのかとの問いに、理由としては、土地の返還要求、これが一番だったと思う。市民菜園の設置目的については、農地の有効活用と市民余暇利用というところで取り組んできた。土地の有効活用という点では、昭和58年の開園当時と

比較して市街化区域内の農地の状況が大きく変化していること、市民の余暇の活用という点については、アンケートを実施した結果から、目的のほうは達成し、一方では、個人ニーズが多様化していることもわかり、菜園の利用に対しては、現行の条件とほぼ変わらないことを望まれる方が約半数を占められた。また、市内では、個人の方から必要な面積を借り、家庭菜園をされているケースも少なくないこともわかった。そうしたことを総合的に判断して、土地の返還を契機に廃止することとしたとの答弁でした。

議案第6号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正については、改正案は、復興法の施行を受けて、第43条の規定に基づいた復興計画の作成等のために派遣された職員に対する災害派遣手当を支給するものということになっているが、この復興計画の作成等の「等」には何が該当するかとの問いに、復興計画の変更または復興整備事業の実施の準備、もしくは実施との答弁でした。

また、災害対策基本法による職員派遣も復興法と同じような形をとるのか、また、復興法と災害対策基本法との業務の違いについてとの問いに、復興法による職員派遣については、同法の規定に基づく復興計画や復興整備事業のために出されるもので、災害復旧事業などのための職員派遣については災害対策基本法に基づくものとなるとの答弁でした。

また、当市から岩沼市に2人派遣させていただいておりますが、これは復興法でよろしいか。また、どのような身分かの問いに、復興法とか災害対策基本法に基づくものではなく、地方自治法第252条の17の規定による派遣ということで取り扱っている。また、身分の部分は、国としての身分と派遣されたところの身分、これをあわせて持つという形になるとの答弁でした。

また、派遣先で何か起きたときの不測の事態に対しての協定は結ばれておるかとの問いに、地方自治体同士の相互応援協定のところだと思うが、今のところは、岩沼市とは、締結という話は進んではおらないとの答弁でした。

議案第7号 高浜市道路占用料条例の一部改正については、条例の一部改正が出てきた理由はとの問いに、国が道路法の施行令を変えたということで、それに伴い愛知県の方が条例の改正をし、各自治体、市町村への通達があり、高浜市が変えるという答弁でした。

また、消費税か何か絡んでいるのかとの問いに、特に消費税の税率については関係がないとの答弁でした。

議案第8号 市道路線の廃止については、質疑ありませんでした。

議案第9号 市道路線の認定については、この時期に市道路線の認定を提出された説明をとの問いに、市道認定の進め方は、前年度に市が行った道路工事だとか民間が行った宅地開発工事等により築造された道路については、道路法の基準に沿って、翌9月議会に審議をいただきながら市道認定を進めることになっている。今回の2路線については、新たにできる道路の沿線の複数の地権者が協力し合い、道路に接していない土地の有効利用を図る目的で、実費に道路を築造し

て寄附していただいている案件である。2路線とも道路の帰属要件に合った道路として築造されていることから、早期に高浜市道として認定を行う必要があると判断してとの答弁でした。

また、実費でやっていただけるということだが、今回のようなケースは今後また考えられるのかとの問いに、今回のような道路だけを築造して寄附をいただく案件は近年例がなく、今後についても、道路の築造を伴う寄附について、寄附の時期を含めて調整を進めていきたいとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第3号は、挙手多数により原案可決。

議案第4号は、挙手全員により原案可決。

議案第5号は、挙手多数により原案可決。

議案第6号、7号、8号、9号は、挙手全員により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。  
10番、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月18日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案10件について審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第10号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、委員より、この議案の根拠についての問いに、依然厳しい財政状況に置かれている現下の社会経済情勢の中で、市長、新旧の副市長がみずからの給料の月額を減額するとの前向きな申し出をいただいたためですとの答弁でした。

議案第11号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第12号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、委員より、福祉まると相談グループ

の新設の内容とグループ名の市民への周知方法はとの問いに、生活困窮の状態にありながら制度のはざまにある人や、その原因が家庭環境で生活困窮である人など、さまざまな原因が重なっている重層的な課題のケースの相談に加え、近年、相談件数が著しく増加している児童虐待やDVの相談に対応するため、これまで各グループで対応していた福祉の相談窓口を福祉まるごと相談グループに一本化し、関係部署との連携をとり、困り事の解決に取り組むことで、福祉に関する総合相談窓口としての機能を充実させることを狙いとしており、これまで介護保険グループの中の地域包括支援センターが、介護という概念だけではなく、障がいのある方、生活困窮のある方、児童虐待の問題を抱えている方たちを包括した相談窓口になると想定しています。周知方法は、広報とホームページ等だと考えていますとの答弁でした。

同委員より、今回の改正はどんな目的を掲げてグループを改正したのかとの問いに、窓口を一本化させて、たらい回しや待ち時間の減少などサービスの向上をメインに、市民が不快に思わないような取り組みを福祉まるごと相談グループが実現していきたいと考えていますとの答弁でした。

他の委員より、これまでに何か不都合があって改正したのかとの問いに、不都合ではなく、中期基本計画をスピーディーかつ着実に実行していくための組織改正でありますとの答弁でした。

議案第14号 高浜市リバースモーゲージ条例の廃止について、委員より、利用がなくても継続してきた理由はとの問いに、平成13年度に施行した当初は類似の制度がなく継続してきましたが、その代替措置が充実してきたことから廃止をさせていただきますとの答弁でした。

同委員より、今まで継続してきた背景と理由についての問いに、セーフティネットという位置づけで始めており、今回の条例自体の廃止は、生活困窮者の自立支援事業や新しい取り組みを始めていくための経緯となっておりますとの答弁でした。

同委員より、事業を立ち上げる背景と経緯はとの問いに、厚生労働省が主導して、全国の県社会福祉協議会に一つの必要な事業として行うように指導があり、全国的に展開されたものでありますとの答弁でした。

同委員より、今後の制度利用者の窓口はとの問いに、市の社会福祉協議会が窓口となり県社協に申し込みを行いますとの答弁でした。

議案第15号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、委員より、他の市町村も全て行うのかとの問いに、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、全ての市町村で実施しますとの答弁でした。

同委員より、手当の支給額を決める根拠の規定はとの問いに、手当の額は市町村で定めるとあり、今回新たにインフルエンザ対策特別手当を条例の中に加えたものですとの答弁でした。

議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、増税に伴う影響はとの問いに、介護報酬が平均で0.63%上がることに伴い区分



支給限度額も上がりますし、1割負担の部分も上がりますとの答弁でした。

同委員より、区分支給限度額の改正する理由はとの問いに、市独自の条例で設定するのは、高浜市の介護保険の理念である在宅重視という部分で独自で設定させていただいておりますとの答弁でした。

議案第17号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、「あっぼ」にかわる施設をつくるのかという問いに、社会福祉協議会が実施主体となり、新しい施設の中で宅老所機能を持つ施設をつくる状況にあり、それにかわる利用可能な場所を地域の中で確保できるよう、社協と代替的な一時的な部分については確保していきたいと考えておりますとの答弁でした。

議案第18号 高浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、委員より、高浜市の協議会としてこれまでにどのように取り組んでこられたかとの問いに、高浜市の青少年を取り巻く現状と課題を各分野の警察、児童相談所、小・中・高等学校の先生などからさまざまな現状と課題を報告いただき、その中で意見の交換をしております。また、毎年大きな社会問題となっている課題を取り上げ、今後、高浜市としてどのようにあるべきかという御意見も頂戴しております。今年度は、NTTドコモを招き、青少年の携帯電話の取り扱い、いじめ、ネット依存症などの問題をテーマとして取り上げていますとの答弁でした。

同委員より、法律の改正が行われたが、高浜市として設置することを決めようとしているのかとの問いに、生涯学習基本構想では、青少年に焦点を当てた生涯学習に取り組みながら、地域の大人たちを巻き込んでいくということを大きなテーマとし、青少年の健全育成においてはさまざまな課題、問題等が指摘されており、青少年対策を専門の委員の意見を聞きながら進めていくという意味で存続をさせていくと決めておりますとの答弁でした。

議案第19号 高浜市社会教育委員設置等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施した案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第10号、議案第11号及び議案第12号、いずれも挙手全員により原案可決。

議案第13号、挙手多数により原案可決。

議案第14号及び議案第15号、いずれも挙手全員により原案可決。

議案第16号、挙手多数により原案可決。

議案第17号、議案第18号及び議案第19号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、浅岡保夫議員。

4番、浅岡保夫議員。

〔予算特別委員長 浅岡保夫 登壇〕

○予算特別委員長（浅岡保夫） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

去る3月11日、12日の2日間にわたり、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託されました議案8件について審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果について御報告を申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算については歳入歳出ともに款ごとに行い、特別会計及び企業会計につきましては歳入歳出一括にて審査を行いました。

初めに、議案第26号 平成26年度高浜市一般会計予算の歳入について経過を報告いたします。

1款市税では、委員より、平成26年度の市税収入の予算編成に対し、市税全体では82億円余りとなり、前年度予算と比べ3億8,000万円強の増額で、税目ごとの増減額、理由をとの問いに、個人市民税では2億387万7,000円の増額となり、納税義務者数の1,000人弱の増、徴収率にして0.8%の増を見込み、防災、減災のための財源確保として、均等割の税率を3,500円にし、500円を引き上げ、法人市民税では、平成24年度の決算、平成25年度の決算見込みが増にて、1億1,186万5,000円となります。

次に、固定資産では6,773万8,000円の増ですが、評価がえの前年度ですので、なしです。変化は余りありません。償却資産は3,300万円ほどの増額となり、軽自動車税では、平成27年度以降に新規の新車の税率を引き上げ予定であり、駆け込み需要と伸びを見込み、257万5,000円の増額を、たばこ税では、喫煙をめぐる規制の強化、増税による定価の改定により445万2,000円の減額を見込み、都市計画税では591万3,000円増、評価がえの年ではないので、大きな変動なしとの答弁でした。

今後の見通しはとの問いに、法人市民税の一部国税化の影響から法人市民税減にて、また、消費税も上がるので、駆け込み需要の反動減がありと考え、先が不透明な状況であるとのこと。また、平成27年度から法人市民税の一部国税化の影響はとの問いに、大まかに、平成27年度の予算で4,500万円から5,500万円程度、平成28年度予算で約1億1,000万円の減ということを見込んでいるとの答弁でした。

また、委員より、法人税は、法人の資本金10億円以上の法人への不均一課税を導入すれば6,953万円増となるとの問いに、均等割では資本金額や従業員数で区分され、公平性から、不均一な課税をするなら、全ての法人にすることになり、また、企業誘致への影響、一部国税化への

すりかえや、今後、国で実効税率引き下げの話、消費税増となることから、不均一課税は導入するつもりはないとの答弁でした。

次に、2款地方譲与税、質疑なし。

3款利子割交付金、質疑なし。

4款配当割交付金、質疑なし。

5款株式等譲渡所得割交付金、質疑なし。

6款地方消費税交付金については、委員より、平成26年4月からの消費税率引き上げで市への影響額はとの問いに、歳出での消費税の負担額は、8%算定にて約2億6,400万円程度で、約1億円が増加すると見込みで、歳入では、地方消費税交付金として5億3,800万円計上して、引き上げ分が9,000万円余りの見込みで、予算ではほとんど影響ないとの答弁でした。

次に、7款自動車取得税交付金、質疑なし。

8款地方特例交付金、質疑なし。

9款地方交付税では、委員より、ここ数年、年々と計上額が減ってきているのはとの問いに、算定に当たっての基準財政収入額で、個人の所得割、固定資産税がふえ、地方消費税交付金が増となり、また、基準財政需要額では、公債費等の元利償還金がスタートする等あり、差し引きすると年々額が減るとの答弁でした。

10款交通安全対策特別交付金、質疑なし。

11款分担金及び負担金、質疑なし。

12款使用料及び手数料では、住宅使用料が減となり、借上公共住宅についての問いに、借上公共賃貸住宅の返還に伴う減であり、残りの返還の状況は、4つにて各10戸あり、全部で40戸、入居率は45%にて、今から3年で返還が終了する見込みである。入居率を高める方策ですが、民間で敬遠されがちな外国人の方をとの答弁でした。

13款国庫支出金、質疑なし。

14款県支出金、質疑なし。

15款財産収入、質疑なし。

16款寄附金では、委員より、ふるさと応援寄附金の謝礼についてはとの質問で、内訳は、「高浜とりめしお楽しみセット」、また、2種類の「干支瓦」、2種類の「タカハマ物語青春の雫」のお酒とDVDのセット、「かわら美術館」の年間会員券があるとの答弁でした。

17款繰入金について、委員より、港湾環境対策基金が計上されていないのはとの問いに、港湾対策基金で、東海樋門にて工事をして、平成26年度はないとの答弁でした。

18款繰越金、質疑なし。

19款諸収入、質疑なし。

20款市債では、委員より、(仮称)論地どんぐり公園整備事業をなぜ起債をとの問いに、財政

負担の平準化を図るためと、計上に当たり交付税に算入され、市にメリットがあり、将来を見据えた計画的な財政運営に努めていけるからとの答弁でした。

次に、歳出についての審査経過の概要を報告します。

1 款議会費、質疑なし。

2 款総務費、委員より、アシタのたかはま研究事業の研究所についての問いに、市のコアな政策、研究及び心地よさを高める研究、実践については、専門家に助言、指導をいただき、研究所がグループを横断し、中長期的に力を高め、政策研究する中で、自治体職員の力も伸ばし、総合的に高めたいということで立ち上げるとの答弁でした。

委員より、市民活動支援費の1億1,375万6,000円と、前年に比べ4,700万円増についての問いに、地域内分権推進事業が昨年度まで2款1項19目構造改革推進費の中でしたが、自治基本条例に地域内分権が規定され構造改革の要素が薄れ、市民活動支援費に3,976万1,000円が載り、市民活動運営事業で、八幡町、新田町の町内会集会所等建設費補助金に1,350万円にて、増となったとの答弁でした。

委員の、広報広聴事業の印刷製本費が50万6,000円増の理由はとの問いに、「広報たかはま」で、魅力ある広報であるために、ほかの自治体の研究をする中で、平成26年度より、1日号は表紙をフルカラー、記事を2色に、そして、15日号は2色刷りに変更し、新年号の別冊として、まちの動きや心地よさの特集号を予定しており、印刷製本費が増加するとの答弁でした。

また、別の委員より、市庁舎あり方公募事業で1,700万円の内容についての問いに、1,680万円は、平成26年度にて、市庁舎のあり方について公募支援事業を行い、内容は、民間のノウハウ等幅広い提案を受け審査をしていく体制と提案を求め、法務、金融、建築技術とか多方面な支援が必要になり、支援に係る人工分の積み上げ及び弁護士の支援費用を合わせて1,680万円になり、20万円がインクトナー消耗品費になるとの答弁でした。

ほかの委員より、庁舎のあり方事業で、スケジュールでは、1年間で重要な決定をし、事業者を選定し、来年3月には決定し、議会に諮るという非常にタイトな大変な作業をしていくがとの問いに、6月から募集要項、審査基準等を作成して、審査基準等には、庁舎をどういう性能にし、業務要求推進書の作成を行って、8月から11月までの4カ月間で、公募型のプロポーザル方式により、民間事業者の幅広い提案を募っていく予定で、公募に先立っては、選定委員会を設置し、民間事業者からの提案を審査する基準などもこの時期に策定、公表し、12月には、いただいた提案を審査する機関を設け、選定委員会の委員による審査をし、年明けの1月から2月に、優先的に交渉する業者を選定し、その業者と具体的な契約内容について条件の協議をいたし、3月を目途に仮契約して、本契約の議案等を議会に付議する予定との答弁でした。

3 款民生費では、生活困窮者自立支援事業で、1月17日に貧困対策推進法が施行され、本市も早速こういう取り組みが始まり心強く、ありがたく思っていますが、1,709万3,000円の内容はと

の問いに、主に生活困窮者自立支援事業で、自立相談支援機関を立ち上げ、自立相談支援を行う支援員を1名配置し、社協に委託し、565万4,000円にて、また臨時職員2名を雇用し、1名は自立相談支援を補助する支援補助員、もう1名は就労支援員、合わせて369万4,000円を、コミュニティカルテシステム構築業務では475万7,000円との答弁でした。

委員より、福祉計画策定支援業務委託について、福祉計画を策定するため、コンサルタント業者に策定支援を委託するということであるが、今回、コンサルタントを入れる理由はとの問いに、今回は全部で5本の計画を同時に策定するため、それぞれの計画をすり合わせ、整合性を持たせる必要があり、計画を市民にわかりやすく、実際の活動につながる計画にするために、ノウハウのあるコンサルタント業者へ一体的に委託するとの答弁でした。

また、委員より、認知症予防体制構築業務委託料540万円で、委託先の取り組みの内容はとの問いに、委託料は、国立長寿医療研究センターに委託し、地域全体の高齢者を対象とし、認知症の発症率を予防する取り組みを高浜市と共同で実施していくものであり、平成26年度から4年間かけて実施し、地域全体で認知症予防に取り組んでいくには、支えていくための人材育成、サポーターの養成が必須であると、直接指導で自立支援システム開発室の島田先生からお聞きして、上半期は50人ほどのサポーターの養成、下半期からは高齢者機能健診の開始という内容でいくことを考えて、委託料で国立長寿医療研究センターにお願いをし、サポーター養成やデータ管理システムなど、高浜版の認知症予防体制を構築するとの答弁でした。

4款衛生費では、委員の、ごみ減量リサイクル推進事業について、消耗品費が去年の倍以上になった理由はとの問いに、内訳ですが、可燃用の指定収集袋が1,996万2,000円、分別収集拠点のプレートやコンテナなどの消耗品が287万3,000円、不法投棄禁止看板、カラスよけネットなどで145万9,000円となり、対前年度当初予算と比較して、可燃用指定収集袋で1,081万4,000円の増、分別収集拠点の不燃物用コンテナの更新で110万2,000円の増、カラスよけネットの購入で64万8,000円の増となり、主な増の原因は、可燃用指定収集袋の増額であり、要望が多かった、袋の厚さを0.03mmから0.035mmに厚くしたことと、購入枚数を28万枚ふやしたこと及び消費税の影響により1枚当たりの購入単価が6円から9円程度を見込んでいるとの答弁でした。

次に、委員より、医療対策推進費で、地域医療振興事業にて、補助金として病院事業運営費補助金と病院施設設備整備費補助金1億6,310万円と3,000万円とあるが、病院事業運営費補助金はどのような補助金かを説明をとの問いに、医療法人豊田会に対して行う財政支援のうち、平成24年度までは赤字補填として実施した補助金であるが、平成25年度以降、運営費補助という位置づけで支援をし、これは従来の赤字額の一部を負担するものではなく、高浜市からの医療ニーズに対応していただくための財政支援であり、平成25年度で、分院内に訪問看護ステーションを設置していただくことを条件に1億円財政支援をしているもので、平成26年度でも引き続き訪問看護ステーションを設置していただくこと、また、認知症の早期発見事業を推進するに当たり、分院

の医師にもサポートしていただける体制づくりを行っていくことで1億円運営費補助をし、そのほか、リフレッシュ工事の減価償却相当額として2,000万円、それから、地域医療、救急医療振興事業補助金として4,310万円、合わせて1億6,310万円が運営費補助となっているとの答弁でした。

5款労働費。委員より、勤労福祉事業の事業の内容と実績の説明をとの問いに、勤労福祉事業費補助金が主なもので、愛知県労働者福祉協議会西三河支部と連合愛知三河西地域協議会への補助金で、こちらの団体の活動の内容は、労働者福祉の充実を図ることを目的に福利厚生活動等を実施され、その活動に対して支援をするという答弁でした。

6款農林水産業費。明治用水の中井筋の改修場所はとの問いに、平成26年度の明治用水の工事の予定箇所ですが、1カ所目は国道419号線の豊田町の交差点あたりから少し下流になり、ホワイト急便のクリーニング工場のある東側のあたりになり、2カ所目は国道419号線の高架下、蛇抜橋から下流に名鉄三河線までの区間との答弁でした。

7款商工費。工業用地創出あっせん業務委託料210万円の内容はとの問いに、工業用地の創出に係ります代替地等の情報提供などに対し宅地建物取引業者にお願いするもので、民間の事業者が保有する代替地の候補地に関する情報等を活用して、工業立地事業を進めるための委託との答弁でした。

委員より、企業再投資促進補助金1,489万8,000円の目的と内容はとの問いに、愛知県では、産業空洞化に対応するため、法人県民税減税を代替とする措置とし、産業空洞化対策減税基金に積み立てを行い、これを原資として、企業立地、研究開発、実証実験を支援する補助制度を平成24年度に創設をし、この制度の中には県と市が連携して県内における企業の再投資を支援することを目的としたメニューが設けられており、この制度の受け皿となる高浜市企業再投資促進補助金交付要綱を昨年5月に制定しまして、市内企業の他地域への設備投資の防止、また、雇用の維持拡大、税収確保により財政基盤の強化といったものを図ることを目的にしているとの答弁でした。

8款土木費公園緑化費について、前年度予算から4,920万8,000円増加の要因はとの問いに、予算増では、1つ目は、工事請負費の公園整備工事費で（仮称）論地どんどり公園の整備を行う費用で、もう1点として、国土交通省から平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の通達があり、これを受けて、公園に関する委託料へ反映し、金額の増加、労務単価がふえたということになり、あと、消費税が5%から8%に変更されるという要因との答弁でした。

9款消防費。広域消防事業で、平成25年度に比べ、広域消防事業負担金が、衣浦東部広域連合分担金で4億6,819万9,000円で、平成25年度よりかなりふえている理由はとの問いに、約3,900万円ふえている一番の増額の理由は、衣浦東部広域連合で平成26年度に消防救急デジタル無線システムの整備で4億8,594万円が計上されており、この増額が主な理由であるとの答弁でした。

10款教育費。委員より、児童・生徒健全事業のスクールヘルパー賃金が200万円ほど増額にな

っている理由はとの問いに、本市の小・中学校の不登校児童出現率は高く、現在、学校への不応を起し、学級で通常の授業が受けられない生徒の個別指導を行うために、両中学校にスクールヘルパーを1名ずつ配置し、小学校の不登校の状況では、19人から今年度は21人と増加している。そこで、児童と一緒に話をしたり、遊んだり、学習を支援したり寄り添ったりして悩みを緩和させる、学校は楽しいと実感させるために小学校版のスクールヘルパーを配置するもので、この増員1人分が予算に計上されているとの答弁でした。

また、児童・生徒健全事業のスクールカウンセラーの謝礼1,450万円で、増額の理由はとの問いに、児童・生徒の心身の発達や悩みに関し、本人や保護者からの相談件数が年々増加しています。昨年末の相談件数は、小学校で総合計235件、中学校では605件あり、今年度、小学校の相談件数は9月末までで179件で、昨年度の76%を超えている。中学校においては、相談内容が複雑化し、1件にかかわる時間の増加、継続の相談者がいるため、新規の相談者は順番待ちという状況にあり、そこで、小学校は1人のスクールカウンセラーが5校巡回しているが、十分に相談希望者に対応できないという現状があります。高浜市として、臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーを非常勤のこころの相談員として雇用して、さらに今まで以上に充実した相談活動ができると考えて、予算を計上したとの答弁でした。

ほかの委員より、市指定有形民俗文化財保存管理謝礼の内容はとの問いに、これまで、だるま窯の管理、保存につきまして5万円という年間の謝礼を出しておりましたが、だるま窯を修復するための材料費を購入するだけで消えてしまうため、雨が降ったり風が吹くたびにだるま窯の劣化、崩落が進んでいく。随時、手入れをしているため、管理の謝礼を平成26年度より5万円増額させていただき、10万円にしたとの答弁でした。

ほかの委員より、教育活動支援事業の外国人児童生徒等通訳賃金、サポートティーチャーの賃金、それから、外国人児童生徒等早期適応指導員賃金の内容についての問いに、外国人児童生徒等通訳賃金では、現在160名近い外国の児童・生徒が在籍をしていて、主にブラジル、ペルーの国の方が多い中、学校の文書を出したりとか、日本語指導に学校の先生と一緒にいかわったりということで、そのための賃金2人分であるとのこと。サポートティーチャー賃金は、主に小学校の少人数の算数、中学校では、数学、英語の少人数指導に当たり、小学校では4人、中学校では10人、少人数指導のために充てているところです。

次に、外国人児童生徒等早期適応指導員賃金では、翼小学校に「くすのき」という適応指導教室を用意しておりますが、現在、ほとんど日本語がわからない状態で転校してくる児童・生徒について、3カ月間を限定とし日本語指導を行っており、現在も大変はやっている、14名の児童・生徒が来て、かなり日本語あるいは日本の文化がわかる状態になって、学校に入っていくようになっております。その人たちへの賃金であるとの答弁でした。

委員より、中央公民館ホール舞台設備改修工事費1,188万円、それから中央公民館ホール改修

工事費1,071万4,000円、中央公民館トイレ改修工事費273万3,000円の内容についての問いに、中央公民館ホール舞台設備改修工事費で、第1どんちょうの昇降装置の改修する費用で約626万4,000円、もう一つ、側面反射板の撤去費用として561万6,000円にて、合わせて1,188万円となり、2つ目は、中央公民館ホール改修工事費で、市民センターの客席部分の天井部分の漏水工事費用1,026万円で、もう一つは市民センター2階部分、階段を上った踊り場の漏水工事として45万3,000円になり、合わせて1,071万4,000円となり、最後の中央公民館トイレ改修工事費で和式トイレを洋式トイレにする工事に合わせて273万3,000円との答弁でした。

11款災害復旧費、質疑なし。

12款公債費、質疑なし。

13款諸支出金、質疑なし。

14款予備費、質疑なし。

次に、議案第27号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、委員より、歳入で、保険税の徴収率88%で見込んでいるが、徴収率向上に向けての取り組みの内容はどの問いに、平成26年度、88%ですが、税率を上げる関係で、徴収率が一時的に落ち込む可能性もあるかと想定され、平成25年度と同等の税率でいきたいというふうに考えており、徴収率向上に向けましては、毎年、毎回、督促状、催告書などの発送のほか、滞納の常習者とならない対策で早期対応を心がけていきたいとの答弁でした。

委員より、繰入金で、一般会計からの法定外繰り入れとして退職者医療制度影響分を繰り入れるとの説明がありましたが、平成26年度からの繰り入れなのか、また、今後の推移はどの問いに、平成26年度から福祉医療波及分と退職医療影響分について繰り入れる予定をしており、退職医療影響分を4,700万円ほど繰り入れておりますが、今後、平成27年度、平成28年度も同額程度繰り入れまして、3年間でその影響分を平準化して繰り入れていきたいとの答弁でした。

議案第28号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計予算では、委員より、土地開発基金、所有地一覧表の少年野球のグラウンド用地があり、売られると聞き、財産収入の土地取得費の土地取得事業の内訳との問いについて、売払収入に稗田町五丁目の南中学の北側、NTテクノ企業さんが少年野球のところを買収するとのことで、その中に土地開発基金の土地があり、売払収入も4,464万8,226円の中に含まれています。あと、市道港線の代替地として、土地特会が持っているのを売り払う予定の予算も入っているとの答弁でした。

議案第29号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計予算では、雨水施設建設事業の委託料の現況調査業務委託料550万円の説明をどの問いに、業務の内容で、下水道の計画策定時から年数が経過しており、整備実施に至らない地域、主に旧吉浜地区になりますが、土地利用の状況の変化が見られる地区もあることから、現況の調査、現地の状況や既設の排水路の能力等を調査し、浸水実績や降雨特性を考慮し整理し、下水道整備計画に反映できるように、雨水対策施設を検討



していくものとの答弁でした。

議案第30号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算では、質疑なし。

議案第31号 平成26年度高浜市介護保険特別会計予算では、第5期介護保険事業計画最終年度に当たる平成26年度で、介護保険特別会計における保険給付費は22億1,675万1,000円ですが、介護保険事業計画と対比してどのような状況であるかとの問いに、平成26年度の状況では、介護給付費の標準給付費、上乘せ等除いた額ですが、平成26年度の当初予算の標準給付費は21億7,216万6,000円を計上し、計画値に対して95.1%で、計画値を下回っている状況であり、事業計画3年目に当たり、平成26年度予算は、過去2年の利用状況及び今後の推移を踏まえて算出したとの答弁でした。

議案第32号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算では、今回、基準額が上がったと思いますが幾らになったのかの問いに、後期高齢者医療制度では、2年に一度、保険料率の見直しを行い、平成26、27年度の料率については、所得割率が、前回8.55%が、平成26、27年度は9.00%、均等割では、平成24、25年度、4万3,510円が、今回、平成26、27年度では4万5,761円となり、1人当たりで平均ですと8万2,584円の試算になるとの答弁でした。

議案第33号 平成26年度高浜市水道事業会計予算では、平成26年度予算から新しい会計基準で予算編成がされていると思うが、今までの会計基準とどういうふうが違うのか、水道事業会計においてどのような影響があるのかの問いに、会計基準の見直し前と後の違いであるが3点ほどあり、1点目で、借入資本金の見直しで、建設または改良のため企業債や他会計から借り入れをした長期借入金の中で、従前であると資本の部で借入資本金としていたものが、見直し後では借入資本金が廃止となり、負債の部で固定負債または流動負債としてすることとなり、2点目で、補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直しで、補助金や一般会計からの負担金等を含んだ財源で整備をした配水管等の固定資産については、補助金や一般会計からの負担金を含んだ価格で減価償却をしていた。見直し後は、自己財源、補助金、負担金等、各みあい分を減価償却するとともに、補助金、負担金等については、長期前受金として事業収益とすることとなり、3点目として、引当金の見直しで、職員の期末手当及び勤勉手当などについて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上することが義務づけられました。次に、水道事業会計の影響ではありますが、資本に計上されていた企業債等の借入資本金を返済するという形で他人資本ということになり、負債に振りかえることとされ、資本が減り、負債がふえることとなりますので、貸借対照表上では経営状況が悪化することになるとの答弁でした。

以上が、審査経過の一部ではありますが、概要を報告させていただきました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第26号、挙手多数により原案可決。

議案第27号、挙手多数により原案可決。

議案第28号、挙手全員により原案可決。

議案第29号、挙手多数により原案可決。

議案第30号、挙手全員により原案可決。

議案第31号、挙手多数により原案可決。

議案第32号、挙手多数により原案可決。

議案第33号、挙手多数により原案可決。

以上が、当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔予算特別委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

---

午前11時9分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、日本共産党高浜市議団を代表して、議案第3号、5号、13号、16号の討論を行います。

最初に、議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

安倍晋三自公政権は、4月1日から消費税の増税を計画どおり実施しようとしています。政府広報では盛んに消費税増税が社会保障の充実と安定化のためとキャンペーンし、増税を押しつけようとしています。今は消費税を上げられる情勢でしょうか。国民の暮らしと営業は今でも深刻です。労働者の賃金は減少し続け、生活保護や年金の引き下げ、社会保障の負担増が高齢者、生活弱者を襲っています。円安による原材料の高騰も中小企業の営業を苦境に追い込み、生活必需品の価格上昇で国民の暮らしは圧迫されています。経済情勢は悪化しています。

政府は、内閣府が3月10日に発表した昨年10月～12月期の国内総生産の改定値は年率換算で0.7%の伸びにとどまり、安倍首相が増税実施を決断した4月から6月の4.1%と比べ低下、減速

傾向に拍車がかかっています。マスメディアもアベノミクス相次ぐ予想外として、昨年後半から減速ぶりが際立っています。急ブレーキの主因は、景気回復の鍵を握るとされる設備投資、個人消費の力弱さにあると報じています。各新聞の世論調査では、景気回復を実感していないと回答した人は8割近くに及んでいます。こうした市民の生活を見た上で、医療費増と退職医療費制度の廃止に伴う新たな負担増に対して、26年度から一般会計から4,780万円を繰り入れ、医療費の増分を国民健康保険税の引き上げで賄うという法案が出されました。内容は、現行の保険税率を、医療費分所得税割5.5%を6%に引き上げ、資産税割を20%から18%に引き下げる。均等割2万3,400円を1,100円引き上げ2万4,500円とし、後期高齢者医療支援分の所得税割0.1%を2%に引き上げ、資産税割5%を4%に引き下げを行うものです。ほぼ全員の引き下げとなり、平均で4,600円の増額が見込まれています。

高浜市の保険税は県下でもトップクラスに高い上に増額では、市民の意見との乖離が大きいと考えます。退職医療制度等の部分だけではなく、医療費増に対しても、市民は病気になりたくてなるわけではないことから、この部分においても一般会計で賄うべきものと考えます。

また、国保税増額にもかかわらず徴収率が26年度の予算案では25年度と同じ88%となっていますが、答弁では88%を目標とさせていただきましてと言われています。一見、勇ましく聞こえますが、保険料の引き下げ（訂正後述あり）は市民には負担の押しつけとするものであります。国民の生活が苦しい折に負担を重くすることは賛成できません。

議案第5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止について、反対の立場で討論します。

湯山公園の道路を挟んで隣にある市民菜園を地権者の都合で土地を返還することになり、市民菜園の管理等をしていた条例そのものを廃止するという議案です。しかし、今ひそかにブームなのが市民農園です。もちろん、おいしい野菜を自分でつくりたいというシンプルな希望もありますが、安心安全な野菜を自分の手でつくりたいという需要が高まっていますと、ある市民農園の案内をしているホームページの一節があります。愛知県では、ほかには255カ所の市民農園があると言われています。

総務建設委員会での審議の中で、81名の方にアンケートをお願いしたところ、回答があったのは27名で、6名の方が続けたいと希望されたとのことですが、また、高齢のためにできないと意見を出されたのは1名という結果から、目的が達成されたとの答弁がありました。しかし、きっかけがあれば自分で野菜をつくりたいという要求は市民の中にもたくさんあると考えます。市民菜園は市民の憩いの場、余暇利用の場として親しまれていたと考えます。

また、緑の基本計画で、2章の緑の機能別評価と課題の整理の中で、生産緑地の保全と活用の項目で、市街化区域に点在する生産緑地は自然とのふれあいといった市民農園等のレクリエーション機能から活用が望まれますと語られています。市民農園の廃止は緑の計画からも一歩後退で

はないかと考えます。また、あっせんよりもやはり農地を借り上げることで保存という面では有効であり、一般に農地を借りるにはいろいろ手続が要ると聞いています。市民が簡単に借りられるという面と、借り上げることで地権者にも優しい施策だと考えます。また、すぐに変更できなくても空欄にして条例を残し、後で契約することもできると思います。

以上のことから、高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止には賛成できません。

次に、議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正についてですが、反対の立場で討論を行います。

本議案は、高浜市総合計画中期基本計画を実行するための組織体制をするもので、その内容は総合政策グループや企業支援グループなどを創設することや再編するものです。福祉文教委員会の質疑の中で、企業グループをつくり、新たな工業用地の確保や企業誘致など重点施策を短期的で集中的に行うためには、用地交渉等に専門知識を有する職員が必要であると答弁されています。豊田町三丁目の農地は税金を投入して保全をされてきていることや、水害の際、ダムの役目を果たしていることから、農地を残すことは必要と考えます。また、農地を工業用地にすることは農業振興の妨げにもなると考えます。また、26年度の予算では、稗田五丁目のグラウンドを工場にするため、一部ではありますが市の土地を売ることになっています。スポーツ振興を脇に置き、工業振興に重点を置くという姿勢が見えてきます。また、今回の組織改正により中期基本計画をスピーディーかつ着実に実行していくためと答弁されています。しかし、農業振興のためにまず農地を保全することが大事であり、農地を工業用に転用を進めることや、工業用地のあっせんなど工業ばかり優先する組織改正には賛成できません。よって、本議案に賛成することはできません。

次に、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

一部改正の内容は、消費税増税に伴い、居宅サービス費等区分支給限度額を引き上げるもので、例えば要介護1の利用限度額21万9,800円を22万1,280円に引き上げ、要介護2、3、4、5それぞれ利用限度額の引き上げを行うという議案です。平成25年11月時点で介護を受けている方は1,379人で、限度額以上利用している方は24人程度との答弁がありましたが、利用額を減らす努力をしている利用者にとっては、消費税増税により利用料の増額となり、負担がふえるということが考えられ、市民に負担を強いることとなります。地方自治法第1条の2、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとうたわれています。高浜市においても、国の悪政に立ち向かう姿勢も必要だと考えます。市民の立場で考えるならば、消費税増税に反対するとともに、消費税増税に伴う限度額の引き下げ（訂正後述あり）を行う一部改正には賛成できません。よって、本議案に反対討論とします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 議案3号の反対討論の中で、最後のところですが、引き下げと言ってしまったのを引き上げに訂正します。議案16号の最後のところですが、限度額の引き下げと言ってしまったので、引き上げと訂正します。

○議長（内藤皓嗣） 次に、8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、議案第3号、5号、13号、16号の4議案について、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

初めに、議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正についてですが、市町村国保の現状は、加入者の年齢構成が高く、医療水準が高い。所得水準が低く、保険料負担が重いなどの構造的問題を抱えており、高浜市国保におきましても同様な状況であり、ここ数年赤字決算が続き、国保財政は大変厳しい状況に置かれています。

この財源不足に対する対応として、今回の税率改定の提案がなされたわけではありますが、被保険者の負担増となる税率の引き上げは苦渋の選択であったと推測されます。

被保険者の医療費の伸びについての対応は、従来の考え方どおり、税率改定による対応がなされておりますが、今回の改定に当たっては、財源不足の全額を被保険者に求めるのではなく、制度上の課題については一般会計からの法定外の繰り入れで対応するなど一定のルールを定め、被保険者に対する負担軽減がなされております。

また、税率改定に当たっては、高浜市国民健康保険運営協議会に諮問されたわけではありますが、税率改定の考え方について、委員全員の賛成のもと、異議のない旨の答申がなされており、また、一般会計から法定外繰り入れのルールについても、協議会において御了解いただいている状況であります。この高浜市国民健康保険運営協議会の御意見は尊重すべきものであると考えます。

今後、高齢化及び医療の高度化により、医療費の伸びは増加の一途であります。国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものにしていくためには、保険財政基盤の安定化を図ることが重要であります。

今回の税率改定等の対応は、国保財政基盤の安定化に対応するために必要なものであると考えられることから、本案に賛成をいたします。

次に、議案第5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止についてですが、土地所有者の方がお亡くなりになるなど、相続人の方からも返還要求がされ、現状の条件で引き続き運営することが困難となり、利用者に対してアンケート調査をされ、その結果を踏まえてとの内容であり、条例の廃止もやむなしと考えます。

アンケートの結果を踏まえ、代替地を選定し、新たな菜園利用条件等を整理して、利用者全員

に再度アンケートもされ、結果6名が継続を希望され、菜園の管理者は高浜市シルバー人材センターに引き継がれるとのこと。市民菜園の設置目的は、農地の有効活用と市民余暇利用で日常生活にゆとりと潤いを与えることで取り組まれたわけですが、開園当時と比較して市街化区域内の農地の状況が大きく変化していること、余暇の有効活用は多様化し、個人で必要な借地をされ家庭菜園をされているケースも少なくないとのこと。現に私の周りにも個人で土地を借りて家庭菜園をされている方もいます。よって、土地の返還を契機に廃止することとした本案に賛成をいたします。

次に、議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正についてですが、平成26年度からスタートする第6次高浜市総合計画の中期基本計画に掲げる施策をより着実かつスピーディーに実行していくため、5つの組織改編とのこと。1つは、企画部の地域政策グループと総務部の情報グループを統合し、新たに総合政策グループを設置。2点目は、企画部の経営戦略グループを廃止し、新たに都市政策部に企業支援グループを設置。これは、新たな工業用地の確保や企業誘致などの重点施策を短期間で集中的に行うためには、用地交渉等に専門知識を有する職員が必要であることから、公共事業等において、ノウハウを有する都市政策部にこれらの業務を移管することで、農工商の3つの産業が連携し、企業誘致後のまちづくり活動や産業活動につなげていくため、都市政策部に企業支援グループを設置し、都市政策部全体でスピード感を持って取り組んでいくことを狙いとされています。3点目は、福祉部の関係で新たに福祉まるごと相談グループを福祉のワンストップサービスとしての狙いを含めて設置。4点目として、地域福祉グループと介護保険グループの分掌事務を整理再編し、新たに介護保険・障がいグループを設置するとともに、5点目として、福祉企画グループを生涯現役まちづくりグループに改める組織改正であります。現状の行政組織の課題解決をされ、総合計画のスムーズな実施を望むものであり、本議案に賛成いたします。

最後に、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正についてですが、消費税の引き上げに伴い介護報酬が改定されることにより、国の引き上げ率と同率を上げるとのこと。高浜市の限度額を超えてサービスを利用されている方を含め、限度額を超過する方が二十数名対象となられることから、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を改定する内容であり、利用者の不利益解消の本議案に賛成をいたします。

以上、これら議案について、市政クラブとして賛成をいたします。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、1番、長谷川広昌議員。

〔1番 長谷川広昌 登壇〕

○1番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第26号の平成26年度一般会計予算案につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

今回、一般会計予算案に反対する理由でございますが、私は、全ての借金がいけないということではなく、しっかりと起債の計画を立てていただきたいということを再三申し上げ、また、今予算特別委員会においても、借金することに対し、基準やルールを決め、財政規律をしっかりと持っていただきたいと申し上げました。さきの9月議会では、市が借金をすることについて、総括質疑において提言をいたしましたので、それらのことに対し改善を期待し、平成26年度一般会計当初予算案を拝見したわけでございますが、市当局は、本当に市民の皆さんのことを、将来の高浜市のことを真剣に考えているのか疑問を持った点がございました。

具体的には、今予算案の歳入20款1項1目土木債の（仮称）論地どんぐり公園整備事業での借金をしての2,300万円の歳入についてでございます。この事業自体はぜひ進めていただきたいのですが、なぜ2,300万円を借金するのでしょうか。現在の景気動向や本市の今回の予算案全体などを勘案すれば、借金をせず自主財源で、この金額であれば対応できるものと考えます。

なぜなら、今月、東海財務局が発表した2014年の1月～3月期の法人企業景気予測調査においても、調査を始めた2004年以降で、全産業の景況判断指数は過去最高とのことでございます。また、アベノミクス効果も持続しており、トヨタ系企業においても6年ぶりのベアアップという状況でございます。

さらに、平成25年度法人市民税の決算見込み額はおよそ7億円ということございまして、これらのことから、今予算案において、法人市民税の予算額が6億5,000万円とは低く見積もり過ぎなのではないでしょうか。私は、以上のことを総合して勘案し、平成26年度の法人市民税の予算額は、少なくとも7億円以上でよいと考えます。

したがって、現在の平成26年度法人市民税予算案の6億5,000万円を仮に7億円に変更し、5,000万円増額すれば、先ほど申し上げた借金2,300万円はする必要がないのでございます。私は、このほうが市民の皆さん、そして何よりも未来を担う子供たちに、借金と利子のツケを残さず、市民の皆さんの大切な税金のロスを防げるものと考えます。加えて、お金を借りるということは、その手続など職員の事務量も増大しますので、この借金をしなければ、人件費と時間の無駄遣いも防げるものと考えます。

以上のことから、私は、平成26年度一般会計予算案には反対とさせていただきます。

〔1番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、議案第26号 平成26年度高浜市一般会計予算、議案第27号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算、議案第29号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成26年度高浜市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算、議

案第33号 平成26年度高浜市水道事業会計予算、計6つの予算に対し賛成の立場で討論させていただきます。

まず、一般会計予算の歳入、法人市民税の当初予算額であります。委員会では、平成25年度の決算見込みがそれ以上でもよいのではという質疑もありましたが、法人市民税は景気の動向により変動する要素も多く、また、企業の市外への流出の影響や今後の償却資産の伸びなど、現状をしっかりと把握、分析した上で計上されたものと捉えております。今後の財政見通しがいまだ厳しい状況ではありますが、歳入の根幹をなす市税収入につきましては、リーマンショック以前の平成20年度に次ぐ非常に積極的な予算組みを行っていただいたと考えております。

また、一部の企業に対してのみ不均一課税を求める声が委員会でもありましたけれども、税の公平性の観点から、また本市において喫緊の課題である企業誘致、流出の防止に影響を与えかねないということも再度御認識いただききたいと思っております。

市債に関してであります。起債を行うということは新たに市民の方に借金をお願いするということでもあります。今回は（仮称）どんぐり公園整備事業で起債されておりますが、公共施設や地域で長く使用されるものなどに関しましては、社会情勢や市場金利をしっかりと把握し、税の負担の平準化を考えることはごく自然であると考えます。また、この事業に関しては、今後まだ地域でワークショップが継続されていくわけでありまして、費用が膨らむ可能性があることもつけ加えますと、投資的経費として考えられると思っております。

歳出に関してであります。中期基本計画をスタートすることを踏まえ、前期基本計画の検証を行い、緊急を要するもの、優先すべきものに関して重点を置き編成されたものであるということがわかります。

例えば、防災でいえば、各学校の非構造部材の落下防止のための改修工事設計業務委託や、新たな被害想定による防災マップの作成、被災時に災害対策本部が設置されるここ市庁舎のあり方、物資搬入時に欠かせない道路施設の長寿命化対策などへの予算。また、今後の少子高齢化社会や認知症にいち早く対応するための権利擁護推進事業や生涯現役のまちづくり事業の継続、認知症発症率の減少、早期発見のための事業への予算。公共施設のあり方検討から、建設されて50年以上経過する校舎を有する高浜小学校の整備に向け、他施設との複合化を念頭に置いた検討業務への予算。地域雇用の確保や財政の安定を図るため、産業経済活性化事業への予算。年々ふえている不法投棄対策やごみ減量を促進するための事業への予算。将来、高浜市を牽引していく若者や子供のみずからの学びを通して成長を応援する事業への予算。市民憲章にもうたわれておりますが、市民の方々がスポーツに親しみ健康な体をつくれるよう、（仮称）高浜緑地の整備のための事業への予算。市民会議の発展系として、中長期的な視点で、そして高浜におけるさまざまな問題や課題を見つけ出し解決していくためのアシタのたかほま研究所事業への予算などがあります。

特別会計におきましては、国民健康保険事業特別会計では、退職者医療の影響が大きい中、当



局におかれましても幾つか案を作成、思案していただき、今回、不足分に関して、一般会計の法定外からの繰り入れを行うとし、税率改定においても3年先の広域化までつなぐことのできるよう、苦しいながらも、支える側につきましてもある程度の配慮をしていただいたと考えております。皆で負担し支え合って成り立つ国民健康保険でありますので、徴収率の向上への取り組みも引き続きのお願いと、本当に必要な医療を受けられなくなる人が出ないように、医療費削減のさまざまな策を講じることはお願いをさせていただきます。

公共下水道事業特別会計ですが、高浜市も年々人口がふえ、以前とは土地の利用のされ方が変化しつつあります。そのような状況をしっかりと把握するための調査を行い、また、雨水や汚水の施設工事も段階的に進めており、接続率の向上に関しましても、市民への細かな対応や説明から、無利子で受けられる助成制度まで、しっかりと継続していただいていると考えております。

介護保険特別会計では、26年度計画値に対して当初予算の標準給付費は4.9ポイント下回っているものの、事業計画の3年目ということを踏まえ、過去2年間の利用状況や今後の推移をしっかりと踏まえ算出されており、また、障がい者控除においては、広報でのPRや毎月の高齢者サービス調整会議で事業所へのPR、前回申請していただいた方への個別案内も行い、真に必要な方へ申請漏れのないよう取り組まれております。

後期高齢者医療特別会計は制度として6年経過し、国民の皆様にも定着しつつあるかと思えます。後期高齢者医療に関しても国民健康保険と同様に、給付を受ける方の人口がふえており、医療給付費が増加している現状からすれば、保険料の税率改定も必要であると思えます。また、保険料を抑える策として、国では、平成24年、25年度の剰余金の活用、県では、財政安定化基金の活用もなされます。ただ、当局におかれましては、医療費の今後の伸びの抑制をしっかりと考えていただきたいと思います。

水道事業会計におきましては、新規の給水申し込みに対応できるよう、未埋設道路への排水管理埋設に加え、災害時に備え、積極的に重要施設箇所への耐震管への布設がえを行っていくなど、必要な箇所へ必要な計画が練られて予算計上されております。新会計基準により今までと見え方に変化はありますが、よりよいサービスを提供していく上で、より明確に経営戦略が立てられるのではないかと思います。

市民の皆様には、少しずつではありますが、第6次総合計画の着実な進行により、市の変化が見えてくるのではという期待を私ほしております。

ただ、景気の動向に関しては、増税前の駆け込み需要もありますが、その後の状況は、耐久消費財等の買い控えや、国際情勢の不安感もあり、依然不透明であると考えております。

引き続き当局におかれましても緊張感を持って市政運営に取り組んでいただきたいと思います。お願いさせていただきます。賛成の立場の討論を終わらせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党市議団を代表して、反対の立場から討論を行います。

1つ目に、議案第26号 平成26年度高浜市一般会計予算についてです。

4月からの消費税増税を強行する2014年度予算案が20日、参議院本会議で自民公明などの賛成多数で可決成立しました。国民の負担をさらにふやし、大企業に減税する逆立ち予算は、審議も尽くされず、戦後3番目の短期間で成立しました。この予算は、国民の暮らしと日本経済に大きな災いをもたらす予算だと言わなければなりません。国民に8兆円の消費税をかぶせ、社会保障の切り捨てと合わせて10兆円もの負担増です。暮らしも経済も壊し、財政も壊す。経済の大失政の引き金を引く予算だと言わなければなりません。

こうしたもとの、高浜市26年度予算を見てみますと、歳入歳出135億6,780万円で、前年度に比べ5億9,780万円の増額です。これは、消費税の引き上げにより食料品等支出に係る負担増加分の補填や子育て世帯への影響緩和策ということで国から給付される費用があるためと、防災、減災のための財源確保として均等割の税率を3,000円から3,500円に500円引き上げた復興増税が1,100万円入っていることなどによるものです。国民には長期の増税をかぶせ、法人税は免除にしました。

昨年8月の集中豪雨による水害の関係で、稗田町のサイレンの吹鳴時間を長くしたり、サイレンを増設することや、流作新田地区を中心とした6排水区の現状や既設排水路の能力を調査し、長期、短期における雨水排水計画を検討するなど、また、教育面で非構造部材の予算など進んだ施策がある一方で、改善が求められる幾つかの問題点があることを指摘しなければなりません。

新たな財源確保としての施策で、大企業の法人市民税に超過課税や不均一課税の実施に踏み出さず、消極的な対応をしていることです。今日、景気低迷の中にあっても、大企業は研究開発減税が繰り返されるなど、次々と法人税減税が行われております。これが大企業の税引き後利益を大幅にふやし、内部留保金や株式配当を空前の規模に増大させる要因となっております。さらに、証券優遇税制によって所得制限もなく、株式譲渡や配当所得への税率を一律10%に軽減しています。その結果、一部の資産家は億単位で減税の恩恵を受け、所得税の実効税率は累進性を喪失している状態となっております。

高浜市としても、これから公共施設の建てかえや大規模改修など、あり方検討もされて歳入不足が懸念される所であり、歳入不足と税の再配分のために、資本金10億円以上の大企業に対して、税率12.3%から14.7%に引き上げる超過課税を行う法人市民税の不均一超過課税を適用するように求めます。

また、歳出面での主な問題点は、総務費では、市民予算枠事業の運営を指摘しなければなりま

せん。この事業は、個人市民税の5%として、5,500万円を財源に、各地域が抱える問題解決に地域が事業主体となって取り組むことを推進するために、市がまちづくり交付金を支出するというものであります。私ども日本共産党市議団は、住みよい高浜市や心の通う地域づくりを推進する立場から、地域を生き生きと元気にさせるために欠かせない人と人、地域と地域がつながり連携、協働し合っただけで地域力を発揮できる仕組みづくりには大いに賛同いたします。しかし、市民予算枠事業には、まちづくり事業に要する費用の中に子供医療分を包含して運営するとしているため、ある地域住民の子供医療費がふえれば、その地域のまちづくり事業交付金が減らされるという問題が発生しかねません。このことから、私どもは、まちづくり事業への障害になることや、住民間のコミュニケーションが壊されることを懸念するものであります。

そもそもまちづくり事業と子供医療事業はそれぞれ個別の目的を持って始められた事業であって、これを一体化して運営すること自体に無理があることは明らかです。市民予算枠事業から子供医療費分を切り離して運営するよう指摘するものです。

次に、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金が計上されております。しかし、概算9億円以上もする大型公共事業であること、電気が今の新幹線の3倍も必要とすること、南アルプスの自然を壊すおそれがあることなど、東海道新幹線の利用者は20年間横ばいでリニアの必要性は考えにくいことなどから、脱退を求めます。

市役所の窓口業務について、プライバシーにかかわる情報を扱う極めて公共性の高い業務を民間の業者に外部委託していますが、個人情報と公務員以外の民間人の目にさらされ、プライバシーの面で問題があります。行政と民間会社である総合サービス会社との請負契約上で指揮命令違反が懸念される作業実態が見られることから、業務委託を一刻も早く中止するよう求めます。

民生費では、保育園運営では、新しい保育園が2園立ち上がりますが、まだ待機児がいます。家庭的保育で保育園が不十分なところを賄っている状態ですが、子供たちにとってはかわりの時間はありません。認可保育園をふやすべきです。さらに、学童保育でも入れない子供たちがおります。学童保育では、新支援制度では1年から6年まで責任を持ちなさいということになっています。必要な子供たちが誰でも入って楽しんで夕方まで過ごすことができる、遊びと生活の場である学童保育を実施するよう求めます。

衛生費では、資源ごみの立ち番制でお年寄り世帯や子供を抱えた世帯など厳しい状況の人たちもいます。また、年に1回立ち番が回ってくる方、年に2回回ってくる方などいろいろです。冬の立ち番など、吹きさらしの中であつたり粉雪が舞うような天気であつたりもします。この立ち番制について改善が必要だと考えます。

さらに、地域医療振興事業は、刈谷豊田総合病院高浜分院への補助金ですが、去年は訪問看護ステーションを設置する関係で1億円補助金とするとしていましたが、地域医療振興事業というならば、豊田会に対して、常勤医を増員、診療科目の増設など外来患者をふやす努力と、補助金

を出している関係で高浜分院に救急の受け入れも考えていただくよう求める必要があります。また、平成27年度から北棟を建て直す計画と聞いていますが、契約書も見直しが必要だと考えます。

商工費では、いきいき号の安全安心に運ぶという点で問題があります。先日は、座る前に動き出したとのことで、体中を車や座席に打ちつけて医者に行かれた方がおりました。安心安全は運転の基本中の基本であり、改善していただくよう指摘しておきます。

あわせて、刈谷コースでは市役所から直通で病院へ行くために、吉浜地域の方は市役所まで行くか直接病院へ行くかしなければいけません。市役所へ行った方は帰りも市役所から吉浜へ帰ってこなければなりません。吉浜へ1カ所停留所をつくってとまってほしいという声がずっと出ています。便宜を図るべきと考えます。

10款教育費では、教職員の長時間勤務を改善すべきです。教職員が元気でなければ生き生きした子供も育むことはできません。また、学力テストは競争社会を一層進めるばかりです。中止すべきです。

次に、議案第27号 平成26年度高浜市国民健康保険について。

現在、国保会計加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに青年の非正規雇用者の加入などもふえています。そのため、国民健康保険は事実上低所得者で、ほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっています。加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず保険料は年々上がり、支払いは困難になり、高くして払えない声が出ています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中、短期保険証も、世帯数5,473世帯のうち、平成25年は629世帯発行されています。今年度から資産割を減らし、所得割、均等割をふやす予算になっています。さらに、退職者医療制度廃止に伴う不足分を、市の繰入金で法定外繰り入れすることとあわせて行います。1人当たりの影響額は4,604円、ほとんどの方が増額になるということで、住民負担がふえ、将来の生活不安と生活困窮を訴える人がふえております。資産割を減らすことは賛成しますが、所得割や均等割などに負担をさせることは賛成できません。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。以前は、1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担でありましたが、現在はかかった医療費の38.5%に引き下げられたことにあります。さらに、市町村国保の事務負担金の国庫補助が廃止され、その結果、市町村国保の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3%に減って、地方の国保の値上げを招いています。国保の被保険者は所得の少ない方が多く加入している保険で、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。ですから、国庫負担をふやすなどの手だてをとるよう国へ強力に要請すべきです。

同時に、本市独自の施策として、一般会計からの繰り入れを増額して、国保加入者の命と健康を保障するよう求めます。国保に対する観点では、当局は相互扶助の見解に立っていますが、同

法は第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとうたっており、国保の社会保障の位置づけは明瞭であり、認識を改めていただきたいと思えます。

平成29年度から運営移譲で広域化して県に運営を任せる話が出ています。財政基盤の安定と言っていますが、しかし、県に運営を任せれば、1つは国の責任放棄につながることで、社会保障制度である国保は国が制度設計や財政運営に責任を持つべきで、都道府県単位化はその責任転嫁です。2つ目は、国保財政が現状以上に悪化するということ。3つ目は、事業運営の問題です。被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて、地域の実情に合わせた事業運営方針を決めることができます。国は、ナショナルミニマムを維持するという点で、制度設計や財政運営に責任を持つべきです。強く国へ要求するよう指摘しておきます。

#### 議案第29号 公共下水道事業。

年々進む水質汚濁の改善は緊急を要する課題で、当市の公共下水道中心で進めている事業では、認可区域を延ばすに当たって、全体の整備計画区域面積890haに対して、現在431.9ha進んでいません。三河湾の水質汚濁は緊急性を要する課題で、環境対策に間に合わないというのが実態です。合併浄化槽の活用など総合的な下水道計画の見直しが必要です。

接続地域で接続率が伸びない要因の1つに経済的な理由が挙げられます。高齢者世帯など経済的弱者に対して接続工事費の助成等きめ細かい施策の実施を求めます。

また、市の借金が少なくなったというものの、78億円を越す額に膨れ上がり、市財政の硬直化を招く問題を抱えることから、公共下水道一辺倒の事業内容には賛成できません。とりわけ地震災害時の復旧に要する対応や水の環境浄化への即応性、経費の軽減などで優位な合併浄化槽への選択と普及を図るなど事業見直しを求めます。

#### 議案第31号 介護保険事業について。

当局は、12段階の多段階制を採用と言われますが、第12段階でも700万円以上は幾ら収入がある方でも全員一緒に、収入に応じた保険料とは言えません。一方、収入がなくても、または少なくとも課税者とともに生活していたりすると段階が上がるのでは不公平ではないかと考えます。せめて15段階くらいにふやして収入の多い人の保険料を収入のない人、少ない人の保険料を減らす工夫をすべきではないかと考えます。さらに、今後、要支援1や要支援2の方たちを介護保険から外すことを計画していますが、見直しが必要です。さらに、特養ホームに入るには要介護3以上でなければ入れないなど、利用者も事業者も困る実態にしていく計画は撤回すべきで、国へ意見を出すべきです。

介護保険は社会全体で支え合う制度と言われます。当局は、本当に困っている人ばかりではないと言われますが、保険というならば、特別養護老人ホームなど必要なとき保険のサービスが提供されるというのが本来の保険ではないのでしょうか。

さらに、高い保険料などによる料金納付滞納では、平成23年531万円、24年695万円、25年839万円とふえています。今日、高齢者を取り巻く環境は、年金、医療、社会保障のあらゆる分野で受益者負担などの名のもとで重い負担を余儀なくされています。したがって、本予算で改善すべきは保険料、利用料に市独自の減免制度を創設することや、市独自の上乗せ、横出しサービスを福祉施策で事業化することを求めます。

議案第32号 後期高齢者医療特別会計予算。

本議案は、2年たつと保険料が変更になる制度であります。今年度から1人当たり平均保険料率が8万2,584円になります。この制度は、年齢で差別をして保険料も医療も差別する世界にも例のない制度であり、賛成できません。一刻も早く後期高齢者医療制度は廃止し、もとに戻して、財源などの問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担を無料にし、高齢者の老後を安定、安心したものにすべきです。

議案第33号 高浜市水道事業会計予算。

本予算は、4月からの消費税引き上げの影響で、水道事業費用では水道使用収益、要するに水を使う水道料の税額が市として2,165万8,000円ふえます。加入者負担金が62万4,000円ふえます。ほかに委託料や工事請負費が約855万円ふえる見込みとの答弁でありましたが、使う量は変わらなくても消費税の引き上げ分は上がるということです。

愛知県内の水需要が減っている中、県は徳山ダムから水を愛知県に引くための導水路工事を総事業費890万円（訂正後述あり）ものお金をかけ進めようとしています。また、設楽ダムも検討するとしていましたが、建設工事にオーケーを出し、総工事費2,070億円をかけて進めようとしています。きっぱり中止するよう要請すべきです。

設楽ダムも地盤が弱いと指摘されており、天然記念物のネコギギも工事が始まればどうなるかわかりません。このような大きな開発型の工事に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながることを懸念され、森林や里山を大規模に水没させながら環境問題を論じるのは矛盾しています。

以上、問題点と改善、提言を申し上げ、討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 水道事業のところで、総事業費890億円を890万円と言ったようでありますので、訂正をお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 次に、2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、議案第26号から議案第33号までの予算案には賛成ですが、特に議案第33号 平成26年度高浜市水道事業会計予算について、賛成の立

場から討論をさせていただきます。

平成26年度予算について、総括質疑で年間総給水量を前年度予算と比べ3万 $\text{m}^3$ 少なくした理由や、それに関連した質問をさせていただき、御答弁をいただきました。また、予算特別委員会において傍聴させていただき、会計基準の見直し並びに消費税改正による水道事業会計への影響、また、建設改良工事の概要についての説明を聞き、理解することができました。

予算のもととなる年間総給水量を減量することは水道料金収入も減額になることで、水道事業会計に大きく影響することです。加えて、消費税改正により水道使用者である市民や企業の水道の使用法にどのように影響してくるか不透明な部分もあると思いますが、一層の経営努力をしていただき、健全経営に努めていただきたいと思います。

建設改良工事については、水道施設近代化事業で計画的に老朽施設である高浜配水場、吉浜配水場に設置されている次亜塩素素注入機、残留塩素計の改修工事、高浜配水場監視装置改修工事を行い、水道管の耐震化では道路工事や下水道工事にあわせて耐震管に布設がえを行っていくことで計画的に事業も進められていくことになっております。

平成26年度においても、市民生活並びに社会活動のもととなる水道水を継続して安定供給に努めていただくようお願いをして、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市市民菜園の設置及び管理に関する条例の廃止について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第7号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第8号 市道路線の廃止について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第9号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第10号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第11号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第12号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第14号 高浜市リバースモーゲージ条例の廃止について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第15号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第17号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第18号 高浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第19号 高浜市社会教育委員設置等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第26号 平成26年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第27号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第28号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報

告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第29号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第30号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第31号 平成26年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第32号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第33号 平成26年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。  
外郭団体等特別委員会にて、その運営の実態を把握するとともに、事業効果の調査を行っております高浜市総合サービス株式会社につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、小嶋克文議員。

15番、小嶋克文議員。

[外郭団体等特別委員長 小嶋克文 登壇]

○外郭団体等特別委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、外郭団体等特別委員会の報告を申し上げます。

去る2月14日午前10時から、委員全員出席のもと、特別委員会を開催し、高浜市総合サービス株式会社の総務課長と担当社員より平成25年度事業概要について説明を受けました。その後、質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

給食サービス事業の衛生管理についてはどの問いに、各学校の県の職員である栄養教諭の指導のもと、衛生管理を行っている。調理員自身のスキルアップも必要と考え、毎月行っているリーダー会において、文部科学省が発行している衛生管理マニュアルの勉強会も行っているとの答弁でした。

給食業務において、正社員と臨時社員は何人いるのか、また、調理師と栄養士が何人いるのかとの問いに、正社員が37名、臨時社員が25名。調理師の従事者においては、64名中58名が調理師免許を取得している。栄養士は、保育園を管理している栄養士と調理師の中に1名、計2名が栄養士の資格を取得しているとの答弁でした。

経営方針の中で、職員研修、職場内研修の説明がありましたが、どのような研修を行っているのかとの問いに、2年前から各リーダーを集めて人材研修を開催している。臨時社員の仕事に対して、会社として求める姿というものを、現場の意見を聞きながら構築し、それに基づいて育成シートをつくっている。平成25年度からこの育成シートを運用して育成を行っている。育成シートを随時見直しながら、各現場に沿った社員の働き方というものを検討しながら、現場の皆さんの意見を聞いた上で育成、指導をしていくという仕組みをつくっている。また、調理員のリーダー会における衛生管理の研修、また、検針員については、外部委託している会社の業務の内容を確認しながら、どのような水準で自分たちが業務をしているのかというものを確認するような、視察を兼ねた研修も行っているとの答弁でした。

フルタイムで働いている臨時社員は何人いるのかという問いに、20名ほどがフルタイムの臨時社員となっている。そのうち、正規社員への雇用を希望されている臨時社員は9名みえるとの答弁でした。

正社員に採用される基準はどの問いに、正規社員が退職をした場合、その退職をした社員の席を臨時社員から募るということになっているが、必ずしも正規社員が退職したから機械的に臨時社員の中から正規社員を登用するというのではなく、臨機応変な登用を行っているとの答弁でした。

高浜市総合サービスが始まって20年という話でしたが、今からは新たな展開というものを考えていかないと、高浜市総合サービスの存在価値が問われるのではないかという気がする。市役所の業務の切り出しの提案とか、現状やっているものを広げる方策などがあると思うが、何か考えているのかという問いに、市場原理の競争の波にさらされている中、行政サービスの受託に対しては、さらなる付加価値というものが望まれる時代の流れになっている。その中で重要な要因となるのが社員の教育、質の向上です。平成24年からリーダーを対象にした人材育成研修を行って

いるが、2年前とは比べものにならないほど高浜市総合サービスの社員としての自覚を持ち始めている。

また、高浜市総合サービスは企業として社会貢献、地域貢献をしながら、それが会社の将来的に新たな雇用の創出の場になるように、戦略の仕組みづくりに現在チャレンジをしている。その試金石となっているのが観光事業です。平成24年度に高浜市観光協会の事務局を受託したときは、事業としては「鬼みちまつり」があるのみで、協会の会員の方には余りメリットのない団体でした。積極的にPR活動や支援を行うことで観光協会が活性化していることを、協会の方に実感していただけるようになりました。

今後も、観光協会がさらに自立を進めるための支援を高浜市総合サービスとしても展開していきたいと考えている。さまざまな挑戦をしていきながら、高浜市総合サービスがどのように発展していくのか、現在、検討、模索、チャレンジ中であるとの答弁でした。

以上が、外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ご参照いただきたいと思います。

〔外郭団体等特別委員長 小嶋克文 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第3 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

ここで、副市長、こども未来部長より発言を求められておりますので、順次発言を許可いたします。

初めに、副市長。

〔副市長 杉浦幸七 登壇〕

○副市長（杉浦幸七） 議長のお許しをいただきましたので、一言退任の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様の御同意をいただき、12年間、助役及び副市長という職をさせていただき、大変お世話になりました。まことにありがとうございました。

思えば12年前、森前市長から助役にお声をいただき、また、4年半前には吉岡市長からも副市長にお声をいただきました。議会の御同意をいただいて助役及び副市長に就任させていただきました。それぞれの市長が考える高浜市のまちづくりの具現化に少しでも役立てばというふうに思い、今日まで高浜市の市政発展とともに市民協働のまちづくりに従事してまいりました。

職員時代を振り返りますと、役所生活34年間の大半を建設部門で過ごさせていただきました。この間、高浜中部土地区画整理事業を初め数々の土地区画整理事業や道路、河川などの社会資本整備、特に三河高浜駅周辺の市街地再開発事業に直接携われたことは非常に大きな思い出でございます。

また、助役及び副市長時代では、右肩上がりの経済成長が見込めず、市政運営のかじ取りが難しい中、民間の力を活用した放置艇対策事業やPFIによる新型ケアハウスの建設、そして市立病院の民間移譲など、もとより浅学非才の私にとりましては手に余る厳しい試練の連続でありました。

その間、市議会の皆様方には職員時代を含めましてこれまで幾度となく叱咤激励やねぎらいの言葉を賜りながら、また、職員も常によく頑張ってくれて私を助けていただきました。このことは、私にとり終生忘れ得ぬ思い出になるものであります。今日まで御指導いただきました皆様方に対し厚く御礼を申し上げます。

私の後任には、先日御同意をいただきました神谷坂敏氏が就任されますが、副市長として適任者でございます。私に増して御支援、御指導賜りますようお願いを申し上げます。

今後は、高浜市のさらなる発展と輝かしい未来を願い、微力ながら応援させていただく所存でございます。

最後に、皆様方のますますの発展と、議会、市政の発展を心より祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔副市長 杉浦幸七 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、こども未来部長。

〔こども未来部長 神谷坂敏 登壇〕

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、市長の御推薦をいただきまして、また、議員各位には格別なる御高配により御同意を賜りまして、副市長を拝命することとなりました。私にとりまして、まことに光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感をいたしているところでございます。

顧みますに、平成14年の4月に自治大学校の機会をいただきまして、そのときの教授から次のようなメッセージをいただきました。「公務員生活をマラソンで例えるなら、君たちは前半を第一集団の中で順調に走り続け、今まさに中間点を折り返すころであります。しかしながら、後半の道りは山あり谷ありの大変厳しいコースが待っています。途中で苦しくなっても自分のペースで走り続けてほしい。マラソンの勝負は残り5kmであります。それまでは、気力、体力を十分残しておいて、それぞれの最善のゴールを目指してほしい。自治大学校はそのための給水所です」。このメッセージが、その後の私の道しるべとなりました。

図らずも特別職としてのラストスパートになります。もとより浅学非才ではございますが、夫唱婦随を基本といたしまして、市長が進む道の足元に明かりを灯してまいりたい、かように考えておりますので、何とぞ今後とも格別なる御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

このたびはまことにありがとうございました。

〔こども未来部長 神谷坂敏 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成26年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月28日から本日26日までの27日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意2件、議案31件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、まことにありがとうございました。報告3件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、前市長の時代から引き続き12年の長きにわたり、また、私が市長職につきましてから今日まで4年間、さまざまな場面で私及び前森市長を支え大きな役割を果たしていただきました杉浦副市長が今回退任をされることになり、本日が最後の議会となりました。杉浦副市長におかれましては、御自身の今のお話にもありましたように、建設部の係長、課長として活躍された後、建設部長として都市再開発を行い、助役としてまちづくり協議会の設立にかかわられるなど、今の高浜市のまちづくりの基盤の確立に多くの実績を上げてこられました。私がこの職についても、副市長として高浜市自治基本条例の制定にかかわられ、行政職員を指導し、積極的にまちづくり諸団体を盛り上げていただくなど、さらなる御活躍をいただいたところでもあります。

この間、議会の皆様を初め市民の皆様方から副市長にお寄せいただきました御支援、御厚情に対しまして私からも厚く御礼を申し上げます。

また、今本人からもお話がありましたように、新たに副市長として御選任をいただきました新副市長に対しましても、私同様、また前副市長同様、皆様の厚い御支援、御協力をお願いしたいというふうに思います。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） これをもって、平成26年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月28日開会以来、本日までの27日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては本当に慎重審議、熱心な審議を重ねていただきまして、まことにありがとうございました。

本定例会は、さきの臨時議会において決議されました第6次高浜市総合計画中期基本計画の初年度に当たり、実施計画も提案され、あわせて多くの重要議案が議決されました。議員各位、また市長初め職員方々におかれましても、市民生活の安定と福祉に、そして市政進展のため一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

そして、副市長として3期12年にわたり高浜市進展のために御尽力いただきました杉浦副市長には、その功績に敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。また、新たに副市長に就任されます神谷副市長におかれましては、吉岡市長を支え、その信頼に応え、持てる才覚を惜しむことなく発揮され、市政に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

この1年間、議会の円滑なる運営に御協力いただきました皆様方に深く感謝を申し上げ、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

午後0時39分閉会

---